

競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を記載して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札書を提出させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。

(再度入札)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札を行った者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札を辞退したものとみなします。

(契約の締結)

第10条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札の取りやめ等)

第11条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
 - (1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。
 - (2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。